

# 建設関連業務入札における最低制限価格の算出方法の改正について

滝沢市では、最新の国の基準に準じ、建設関連業務の最低制限価格の算出方法の改正を行いました。

**令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知を行う入札から**最低制限価格の算出方法が変更となります。

改正内容は、以下のとおりです。

## 1 改正の概要

○最低制限価格の範囲の適用

### 【現行】

地質調査業務以外

予定価格の 10分の6                      ～    10分の8

地質調査業務

予定価格の        3分の2                      ～    10分の8.5

↓

### 【改正後】

建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、  
補償関係コンサルタント業務（用地測量は測量業務を適用）

予定価格の 10分の6                      ～    **10分の8.1**

測量業務

予定価格の 10分の6                      ～    **10分の8.2**

地質調査業務

予定価格の        3分の2                      ～    10分の8.5（現行どおり）

○最低制限価格の算出（別表）

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額に <u>10分の4</u> を乗じて得た 額  <b>（改正後）10分の5</b>	—
建築関係 建設コンサルタント業務	直接人件費 の額	特別経費 の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得た 額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得 た額
土木関係 建設コンサルタン ト業務	直接人件費 の額	直接経費 の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得た 額	一般管理費等の額に <u>10分の3</u> を乗じて得 た額  <b>（改正後）10分の5</b>

地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
			(改正後) 10分の8	(改正後) 10分の5
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
				(改正後) 10分の5

備考 補償関係コンサルタント業務のうち用地測量については、測量業務の算定式により算出するものとする。

## 2 改正後の要領

改正後の「滝沢市建設関連業務委託契約に係る最低制限価格事務取扱要領」をご参照ください。

滝沢市企画総務部財務課 契約担当  
 TEL : 019 - 656 - 6568 (直通)  
 FAX : 019 - 684 - 1517